

第 1697 回 (11 月 12 日)
農協の地域金融

岡 角 和 夫

金融自由化の一環として行われた「業務の自由化」(1992 年)に際して、農協は、地銀、第 2 地銀、信用金庫、信用組合、労働金庫等と並んで、新たに「地域金融機関」として位置づけられた。

農協は、高度成長期以降、非農家あるいは非農業分野との取引を拡大しいわゆる地域組合的性格を強めるなかで、信用事業についても地域の金融機関としての側面を濃厚に持つに至っている。その点で、確かに今回の措置はそうした実態に即した発展の方向が制度的にも認められたことを意味するものではある。

しかし、このことは同時に、今後の農協金融をめぐる環境をより厳しいものとし、さらに言えば単なる従来の延長上ではない、新たなあり方の模索を迫るものとなった。というのは、農協金融は、近年の金融自由化の進展と農業の長期的な不況の下で、農業、農村を基盤として築いてきたその独自の事業基盤を失いつつあるのが現状であり、今回の措置はまさにそうした状況の下で他の金融機関との競争をより一層助長するからにはほかならないからである。ちなみに、この間の農協金融をめぐる状況の厳しさを端的に物語るのは、農協の貯貸率の大幅低下(70 年代半ば 50%→現在 25%)である。

このため「地域金融機関」としての農協は、今後、名実ともに、独自の新たな地域金融のあり方を見いださざるを得ない状況におかれている。本報告では、こうした観点から、「地域金融機関」という側面から、農協の金融機関としての特質と問題、そして今後のあり方を検討することが課題であり、ここでは次のような順序で議論することにした。

すなわち、まず第 1 に、近年の農協金融の展開の状況、とくに非農業分野への進出の実

態、そしてその背景にある地域組合化への取り組みの実態と問題点を明らかにし、第 2 に、金融制度調査会によって示された「地域金融機関」概念に照らしての農協の特質を整理する。第 3 に、農業総合研究所の実態調査を用いて「地域金融」の実態と問題を把握し、その上で第 4 に、農協の地域金融への取り組みに関する基本的問題としての組織、運営のあり方の検討を行う。

ここでの分析から注目すべき点を上げておくと次のようである。

① 近年みられる農協金融の貯貸率の著しい低下は、農業貸出の停滞、あるいは縮小によるところが大きい、すなわち農業金融機関としての性格が急速に弱まりつつあることと裏腹である、② 地域組合化は、農協の法制度的あるいは実際の体制・能力等の面で根の深い問題を抱えており、地域金融のあり方にも影響を及ぼす、③ 農協が他の「地域金融機関」に比べ地域との関わりでもつ特徴は、組織基盤に「むら」があることである。実際、高度成長期まではそのもつ積極的な意味は大きい、④ 金融制度調査会の定義にしたがえば、「地域金融」は、地域住民に対する日常的なリテール金融と、地域(社会)開発金融に分けられる。農協の場合、前者については他の金融機関に比べても遜色はない。しかし、後者への取り組みには今一つ積極性が見られない。⑤ 後者の点は、そもそも正組合員、すなわち農家中心の農協の運営体制のあり方と密接に関わる問題といてよい。結論的なことのみ言えば、農協の意思決定に「むら」が介在することで、准組合員まで含めた地域住民のニーズに対する積極的な対応が難しくなっているとみられるからである、⑥ このため、今後の農協の地域金融のあり方を検討する上では、農協の組織運営体制のあり方の根本にまで踏み込んだ分析、検討が必要であり、さらに言えば今後の農協が具体的にどうあるべきかの議論が必要不可欠と思われる。